

令和5年度 P T A総会資料

加古川市立氷丘中学校PTA

令和5年度 PTA議決事項報告資料

● 議案

- 1) 令和4年度 事業報告
- 2) 令和4年度 収支決算報告及び会計監査報告
- 3) 令和5年度 役員承認
- 4) 令和5年度 事業計画案
- 5) 令和5年度 予算案
- 6) その他

氷丘中学校PTA規約変更について

以上

令和4年度PTA専門部事業報告

月	広 報	研 修	人権・同和教育推進
4	新旧引継ぎ	新旧引継ぎ	新旧引継ぎ
5	広報誌づくり研修会 印刷業者打ち合わせ	家庭教育大学説明会 第1回部会	
6	第1回部会 顔合わせ・広報誌作り企画	家庭教育大学開講式 第2回部会	氷丘人権評議会 茶話会 *中止
7	第2回部会	家庭教育大学	
8			
9	第3回部会 第4回部会 第5回部会		
10	第6回部会 第7回部会		第1回人権教育交流学習会
11	印刷業者入稿、印刷持ち込み	合同研修会	同和研修大会
12	校正依頼、印刷確認 広報誌仕分		第1回部会 「明日をひらく人権の集い」
1			第2回人権教育交流学習会
2		家庭教育大学閉講式 第3回部会 家庭教育大学全市研修大会	家庭教育大学全市研修大会
3			

令和4年度PTA専門部事業報告

月	愛 護	施 設	ふれあい活動
4	新旧引継ぎ	新旧引継ぎ	新旧引継ぎ
5	第1回部会		第1回部会 部活動懇談会
6	氷丘中学校区青少年育成連絡協議会総会	第1回部会	第2回部会 救命講習会 体育大会準備
7			
8	第2回部会 氷丘まつり後片付け交通整理		
9	第1回廃品回収 体育大会自転車整理	第1回廃品回収 第2回部会	第1回廃品回収 第3回部会 体育大会ペットボトル配布
10	日岡神社祭礼パトロール	制服リサイクル	
11	見守り運動・アンケート実施 合同研修大会		
12	第3回部会 見守り運動アンケート集計作業		部活動懇談会 次年度部活動役員選出
1	第2回廃品回収	第2回廃品回収	第2回廃品回収
2			第4回部会
3			

令和4年度PTA専門部事業報告

月	学 年 部	総 務
4	新旧引継ぎ	入学式 委員総会 総務委員会 本部役員会 授業参観 PTA総会(web総会)
5	2年 第1回2年会	本部役員会 総務委員会 加古川市PTA連合会総会 氷丘中学校区人権・同和教育協議会 加古川市PTA連合会 加古川市青少年育成連絡協議会
6	3年 第1回進路説明会	本部役員会 総務委員会 氷丘中学校区青少年育成連絡協議会 氷丘中学校家庭教育大学開講式 加印地区高校進学対策協議会 加古川市青少年育成連絡協議会 氷丘中学校区人権・同和教育協議会 加古川市PTA連合会中学校部会
7	2年 第1回トライやるウィーク 推進協議会	本部役員会 総務委員会 氷丘中学校区学校運営協議会
8		氷丘まつり 氷丘まつり清掃
9	1年 第1回部会 *中止	本部役員会 総務委員会 体育大会 廃品回収 「トライやる・ウィーク」推進委員会 加古川市青少年育成連絡協議会
10	2年 第2回トライやるウィーク 推進協議会	本部役員会 総務委員会 文化発表会 「トライやる・ウィーク」推進委員会 加古川市青少年健全育成全市大会 制服検討委員会
11	3年 第2回進路説明会	本部役員会 総務委員会 PTA連合会 合同研修大会 (氷丘地区育成協大会、氷丘中学校区人権同和研修大会、家庭教育大学)
12		本部役員会 総務委員会
1	1年 学級役員選出時の司会依頼 2年 第3回トライやるウィーク 推進協議会	年賀交歓会 本部役員会 総務委員会 廃品回収 入学説明会
2	1年 第2回部会 *中止 2年 第2回2年会	本部役員会 家庭教育大学開講式 加古川教育フォーラム 東播磨・北播磨地区市郡連合PTA協議会指導者研究集会 家庭教育大学全市研修会 PTCA活動支援事業研究大会
3	3年 卒業式	本部役員会 総務委員会 会計監査 氷丘地区育成協議会 卒業式

令和4年度 氷丘中学校PTA会計 決算報告書

1. 一般会計

収入の部

(単位:円)

項目	4年度予算額	決算額	比較増減	摘要
繰越金	3,674,526	3,674,526	0	前年度繰越金
PTA会費	3,566,400	3,667,790	101,390	400x12ヶ月x743人、昨年未納分
事業収入	300,000	154,063	-145,937	廃品回収収益金(助成金含む)
雑収入	20,000	24,246	4,246	家庭教育大学助成金・利息 他
合計	7,560,926	7,520,625	-40,301	

支出の部

(単位:円)

	科目	4年度予算額	支出額	比較増減	摘要
総務費	1. 会議費	20,000	22,984	-2,984	各種会議費
	2. 事務費	500,000	97,360	402,640	事務用品・封筒 他
	3. 通信費	30,000	0	30,000	39メール 他
	4. 慶弔費	250,000	42,000	208,000	祝金・香料・供花 他
	5. 式典費	400,000	196,540	203,460	入学式・卒業式諸費
	6. 分担費	70,000	0	70,000	安全互助会加入費・県市PTA会費
	7. 会員保険費	100,000	91,524	8,476	PTA団体傷害保険加入費
	8. 施設厚生費	1,000,000	0	1,000,000	校内施設設備 他
	9. 教育振興費	600,000	192,984	407,016	卒業記念品 他
	10. 生徒活動支援費	2,400,000	2,272,430	127,570	大会参加費・登録費 他
	11. 予備費	250,926	0	250,926	各種協賛券代 他
	小計	5,620,926	2,915,822	2,705,104	
専門部費	1. 広報部費	650,000	186,427	463,573	運営費・広報誌印刷代 他
	2. 研修部費	90,000	72,072	17,928	運営費・研修費・講師料 他
	3. 人権同和教育 推進部費	150,000	119,350	30,650	運営費・講師料 他
	4. 愛護部費	40,000	1,753	38,247	運営費・見守り運動費 他
	5. 施設部費	60,000	3,540	56,460	運営費・廃品回収諸費
	6. ふれあい活動部費	100,000	60,039	39,961	運営費・運動会等諸費
	7. 学年部費	250,000	299,524	-49,524	会議諸費・カーテン 他
	小計	1,340,000	742,705	597,295	
特別会計拠出金		600,000	600,000	0	周年行事積立金
	合計	7,560,926	4,258,527	3,302,399	

差引残高

(単位:円)

収入総額	7,520,625
支出総額	4,258,527
次年度繰越金	3,262,098

2. 特別会計 <周年行事積立>

収入の部

(単位:円)

項目	4年度予算額	決算額	比較増減	摘要
繰越金	4,502,708	4,502,708	0	前年度繰越金
本年度積立金	600,000	600,000	0	一般会計より繰入
雑収入	43	43	0	預金利息
合計	5,102,751	5,102,751	0	次年度繰越金

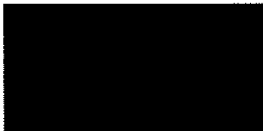
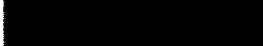
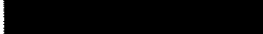
以上報告いたします。

令和5年3月27日

PTA会計  印
生徒活動支援会計  印

監査の結果、正確であることを認めます。

令和5年3月29日

会計監査  印
 印
 印

※ 個人情報の保護のため、本資料では氏名を公開せず捺印を省略してあります。

(原本には捺印、氏名を掲載されております。)

令和5年度PTA専門部事業計画(案)

月	広 報	研 修	人権・同和教育推進
4	新旧引継ぎ	新旧引継ぎ	新旧引継ぎ
5	第1回部会 「希望」現号校正・次号企画	第1回部会 家庭教育大学開設説明会 連P説明会	
6		家庭教育大学 開講式①	第1回部会 人権同和協議総会
7		家庭教育大学②	
8			
9			
10			連P人権教育交流学習会
11		合同研修会	合同研修会
12	「希望」発行		第2回部会 (人権作文「共に生きる」冊子の制作)
1			
2		家庭教育大学閉講式③ 家庭教育大学全市研修会	連P人権教育交流学習会
3			「共に生きる」冊子発行

令和4年度PTA専門部事業計画(案)

月	愛 護	施 設	ふれあい活動
4	新旧引継ぎ	新旧引継ぎ	新旧引継ぎ
5	第1回部会		第1回部会
6	氷丘地区育成協総会	第1回部会	第2回部会 AED講習会
7			
8	氷丘まつり (片付け)		
9	体育大会(交通整理)	第1回廃品回収	第3回部会 体育大会
10	日岡神社祭礼パトロール 加古川市育成協全市大会		
11	合同研修会		
12			
1		第2回廃品回収	
2			第4回部会
3			

令和5年度PTA専門部事業計画(案)

月	学 年 会	総 務
4	新旧引継ぎ	入学式 委員総会 総務委員会 本部役員会 授業参観 及び PTA総会(web)
5	2年 第1回2年会	本部役員会 総務委員会 加古川市PTA連合会総会
6	3年 第1回進路説明会	本部役員会 総務委員会 加古川市青少年育成連絡協総会 氷丘地区青少年育成協総会 氷同協総会
7		本部役員会 総務委員会
8		氷丘まつり 人権フォーラム PTA指導者研究集会 全国研究大会
9	2年 第1回「トライやるウィーク」推進委員会	本部役員会 総務委員会 体育大会
10	2年 第2回「トライやるウィーク」推進委員会	本部役員会 総務委員会 文化発表会 青少年育成協全市大会
11	3年 第2回進路説明会	本部役員会 総務委員会 氷同協・育成協・家庭教育大学人権同和教育研修合同研修会
12		本部役員会 総務委員会
1	2年 第2回「トライやるウィーク」推進委員会	年賀交歓会 本部役員会 総務委員会
2	1年会 2年 第2回2年会 3年会 卒業式打ち合わせ	本部役員会 連P PTCA活動支援事業 加古川教育フォーラム
3	3年 卒業式	本部役員会 総務委員会 会計監査 卒業式

令和5年度 氷丘中学校PTA会計 予算計画書(案)

1. 一般会計

収入の部

(単位:円)

項目	5年度予算額	4年度予算額	4年度決算額	摘要
繰越金	3,262,098	3,674,526	3,674,526	前年度繰越金
PTA会費	3,566,400	3,566,400	3,667,790	400x12ヶ月x743人
事業収入	200,000	300,000	154,063	廃品回収収益金(助成金含む)
雑収入	30,000	20,000	24,246	家庭教育大学助成金・利息 他
合計	7,058,498	7,560,926	7,520,625	

支出の部

(単位:円)

	科目	5年度予算額	4年度予算額	4年度決算額	摘要
総務費	1. 会議費	25,000	20,000	22,984	各種会議費
	2. 事務費	160,000	500,000	97,360	事務用品(コピー用紙・封筒) 他
	3. 通信費	30,000	30,000	0	郵便切手代 他
	4. 慶弔費	250,000	250,000	42,000	祝金・香料・供花 他
	5. 式典費	400,000	400,000	196,540	入学式・卒業式諸費
	6. 分担費	70,000	70,000	0	縣市PTA会費・互助費 他
	7. 会員保険費	100,000	100,000	91,524	PTA団体傷害保険加入費
	8. 施設厚生費	1,000,000	1,000,000	0	校内施設設備 他
	9. 教育振興費	600,000	600,000	192,984	卒業記念品・学校行事補助 他
	10. 生徒活動支援費	2,400,000	2,400,000	2,272,430	大会参加費・登録費・旅費 他
	11. 予備費	33,498	250,926	0	各種協賛券代 他
	小計	5,068,498	5,620,926	2,915,822	
専門部費	1. 広報部費	650,000	650,000	186,427	運営費・広報誌印刷代 他
	2. 研修部費	90,000	90,000	72,072	運営費・研修費・講師料 他
	3. 人権同和教育推進部費	150,000	150,000	119,350	運営費・人権冊子・講師料 他
	4. 愛護部費	40,000	40,000	1,753	運営費 他
	5. 施設部費	60,000	60,000	3,540	運営費・廃品回収諸費
	6. ふれあい活動部費	100,000	100,000	60,039	運営費・運動会等諸費
	7. 学年部費	300,000	250,000	299,524	運営費・カーテン・クリーニング 他
	小計	1,390,000	1,340,000	742,705	
	特別会計拠出金	600,000	600,000	600,000	周年行事積立金
	合計	7,058,498	7,560,926	4,258,527	

2. 特別会計 <周年行事積立>

収入の部

項目	5年度予算額	4年度予算額	4年度決算額	摘要
繰越金	5,102,751	4,502,708	4,502,708	前年度繰越金
本年度積立金	600,000	600,000	600,000	一般会計より繰入
雑収入	43	43	43	預金利息
合計	5,702,794	5,102,751	5,102,751	次年度繰越金

氷丘中学校PTA規約

第1章 名称

第1条 この会は、氷丘中学校PTAといい、事務局を氷丘中学校（以下、「本校」という。）に置く。

第2章 目的

第2条 この会は、生徒の幸福と健全な成長をはかるために、憲法、教育基本法の内容にそって、保護者と教職員が協力し、学校、家庭、社会における教育条件の充実につとめることを目的とする。

第3章 方針

第3条 この会は、保護者と教職員で組織される自主的な社会教育団体で、この会の目的を達成するために次の方針に従って活動する。

1. 学年、学級、地域での話し合いを盛んにし、会員相互の理解と親睦を深め、その総意を集めて活動する。
2. 学校や学区内の教育環境を整備充実するために努力する。
3. 会員のさまざまな研修やサークル活動を盛んにするよう努める。
4. この会と目的を同じくする他の諸団体や機関と協力する。ただし、特定の政党、政治活動、宗教、営利企業に対し、これを支持したり、反対したりしない。
5. 学校教育について協力し、学校の管理、人事には干渉しない。
6. その他、この会の目的を果たすための必要な活動を行う。

第4章 会員

第4条 この会の会員は、本校に在籍する生徒の保護者と教職員とにより構成する。

第5章 会計

第5条 この会の経費は、会費およびその他の収入をもってあてる。

第6条 1. この会の会費は、本校に在籍する生徒1名あたり1ヶ月400円とし、会費の納入は原則として月単位とする。ただし、前納はその限りではない。

また、事情により役員会の審議を経て減免することができる。

2. 転入の時には当月より徴収し、転出の時には返金しない。

第7条 この会の会計年度は4月1日から始まり、翌年の3月31日に終わる。

第6章 役員および監査役

第8条 この会の役員および監査役は次のとおりとする。

会長	1名（保護者）
副会長	2名以上（保護者）
総務委員長	1名（保護者）
副総務委員長	若干名（保護者）
書記	若干名（保護者）（教職員）
会計	若干名（保護者）（教職員）
監査役	2名以上（保護者）（教職員）
顧問	若干名

第9条 1. 役員および監査役の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

2. 役員と監査役の兼任は認めない。

第10条 役員および監査役の任務は次の通りとする。

1. 会長は、会を代表し、会務の執行、財産の管理等一切の責任を負う。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その代理を務める。

3. 総務委員長は、総会・総務委員会・役員会等の運営にあたる。

4. 副総務委員長は、総務委員長を補佐し、会の円滑な運営に務める。
5. 書記は、諸種の企画や日常会務の処理にあたる。
6. 会計は、会計処理にあたる。
7. 監査役は、その年度のPTA会計を監査し、その結果を総会に報告する。また、監査役は総務委員会に出席して意見を述べるができるが、議決権を持たない。
8. 顧問は、会長の諮問に応じ、重要事項について意見を述べるができる。

第11条 役員および監査役の選出は別に定める。

第7章 総会・委員総会・役員会

第12条 総会は本会の最高議決機関で、定期総会は毎年4月または5月に会長が召集し開催する。総務委員会が必要と認めるとき、または会員の1/3以上の要請があったとき、会長は1カ月以内に臨時総会を招集することができる。

第13条 定期総会には、それぞれ次の事項を行う。

1. 前年の事業並びに決算報告の審議、承認。
2. 役員、監査役の承認。
3. 新年度事業計画および予算の審議、承認。
4. その他重要事項の審議、承認。

第14条 総会の日時、場所、議案は事前に全会員に通知する。

第15条 総会の成立定数は、全会員の1/3以上とする。議決は参加者の過半数の同意を必要とする。

第16条 委員総会は、委員、役員をもって構成し、総会に次ぐ議決機関であり、緊急重要事項の審議、決定に関して総会開催が困難な場合に、会長が召集し開催することができる。委員総会の成立定数は、構成員の1/2以上とし、委任状を認める。議決は出席者の過半数の同意を必要とし、議長は総務委員長が務める。

第17条 役員会は、会長、副会長、総務委員長、副総務委員長、書記、会計、監査役で構成され、緊急事項を処理し、必要に応じ各専門部長の出席を求めることができる。

第8章 総務委員会

第18条 総務委員会は、この会の運営機関で会長が召集する。

第19条 総務委員会は、役員、各部会の正副部長および学年正副委員長で構成する。

第20条 総務委員会は、会の運営に必要な事項について審議し、それを処理する。

第21条 総務委員会は、必要に応じて開くこととし、総務委員の半数以上の出席によって成立し委任状を認める。議決は出席者の過半数の同意を必要とする。また、総務委員の1/4以上の要請があった場合は、委員総会を開かなければならない。

第22条 すべての会員は、総務委員会に出席して意見を述べるができるが、議決権を持たない。

第9章 学年および地区委員会

第23条 学年および地区委員会は、この会の活動の基礎であり、また、会の運営に関し全会員の意見交換調整をはかる重要な場である。

1. 学年会

イ. 学年会は、学級委員で構成し、所属学年、学級の教育推進上の諸問題について協議するとともに懇談会の運営と計画の立案、協力を行う。

ロ. 学年正副委員長は、学級委員の互選により定める。

ハ. 学級委員の選出は、各学級の会員の中から2名を選出する。

ニ. 学年会は、随時開くことができる。

ホ. 学年会は、専門部会との緊密な連絡にあたり、活動の推進をはかる。

ヘ. 学年会の正副委員長は本部役員を兼務する。

2. 地区委員会

イ. 地区委員会は、生徒の校外生活の向上につとめ指導する。

ロ. 地区委員会は、各地区の委員と担当教職員によって構成する。

ハ. 地区委員数は、総務委員会で定める。

二. 地区委員会は、専門部会との緊密な連絡にあたり、活動の推進をはかる。

第10章 専門部会

第24条 この会の活動が活発、円滑に運営されることを目的として、次の部会をおく。

1. 広報部会
2. 研修部会
3. 人権・同和教育推進部会
4. 愛護部会
5. 施設部会
6. ふれあい活動部会
7. その他総務委員会が必要と認めた専門部会

第25条 各専門部会は、学級、部活動および地区から選ばれた委員と教職員によって構成する。

1. 各専門部会は、全会員に会の活動状況を敏速に伝えるため、広報部会に情報協力員を送ることができる。
2. 各専門部会は、部長(保護者)、副部長(保護者)、教職員を選出する。
3. 各専門部会の所管内容は細則で定める。

第26条 各専門部会は、必要に応じて専門部会を開くことができる。

第11章 特別会計

- 第27条
1. 会計年度において余剰金が発生した場合、総会の承認を経て、特別会計に繰り入れることができる。
 2. 特別な事項あるいは臨時に必要なとき、総務委員会の承認を経て、特別会計から支出することができる。

第12章 附 則

第28条 事務局は会員名簿、会計簿、領収書綴り、各種記録簿を備えておき、会員は必要に応じてそれらを閲覧することができる。

第29条 役員、監査役、各委員会に欠員が生じた場合は、その後任は総務委員会の審議を経て選任できる。期間は、前任者の残任期間とする。

第30条 この規約の改廃は、総会において参加者の2/3以上の賛成を必要とする。また、会の運営について必要な細則は、規約に反しない限り総務委員会で定めることができる。

第31条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については厳重かつ、適正に運用するものとする。

- 附 則
1. この規約は、昭和50年5月10日から施行する。
 2. この規約は、昭和59年5月13日に一部改正し施行する。
 3. この規約は、平成9年5月1日に一部改正し施行する。
 4. この規約は、平成9年12月7日に一部改正し施行する。
 5. この規約は、平成10年6月1日に一部改正し施行する。
 6. この規約は、平成11年12月17日に一部改正し施行する。
 7. この規約は、平成15年4月26日に一部改正し施行する。
 8. この規約は、平成16年4月24日に一部改正し施行する。
 9. この規約は、平成17年4月23日に一部改正し施行する。
 10. この規約は、平成25年4月20日に一部改正し施行する。
 11. この規約は、平成26年4月26日に一部改正し施行する。
 12. この規約は、平成27年4月25日に一部改正し施行する。
 13. この規約は、平成31年3月12日に一部改正し施行する。
 14. この規約は、令和3年4月24日に一部改正し施行する。
 15. この規約は、令和4年3月1日に一部改正し施行する。
 16. この規約は、令和5年3月7日に一部改正し施行する。

細 則

1. 専門部会の所管内容を次のように定める。
 - イ. 広報部会は、全会員に会の活動状況を定期的に報道し、会員意識の向上をはかるとともに、地域ならびに関係機関に対し、必要に応じ情報を伝え、意見の交換につとめる。
 - ロ. 研修部会は、会員相互の研修と親睦の機会を積極的に推進するとともに、講演会、学習会、グループ活動、他校PTAとの連携、親睦、研修等の立案実施につとめる。
 - ハ. 人権・同和教育推進部会は、会員意識の連帯をはかるとともに、人権・同和学习を積極的に推進するものとする。
 - ニ. 愛護部会は、地域における生徒の実態を把握し、補導ならびに安全教育指導にあたりるとともに、関係団体と連絡を密にし、生徒の安全を期す。
 - ホ. 施設部会は、学校施設、備品の充実ならびに校地の整備、緑化をはかるとともに、収入増加のための諸事業の立案実施を行う。
 - ヘ. ふれあい活動部会は、学校内外の生徒活動を支援するとともに、校内における環境整備および保健衛生の向上につとめる。また、部活動を振興する諸施策を実施するとともに部活動の情報を随時伝達し、会員の連帯意識の向上につとめる。
2. 各専門部会の協議決定事項は、総務委員会に上程し、全校的な立場から調整の上、実施する。ただし、やむを得ず実施した場合、その結果をすみやかに総務委員会に報告しなければならない。
3. 役員を選出は、規約第11条にもとづき次の通りとする。
 - イ. 役員および監査役は、総会において承認を得る。
 - ロ. 役員および監査役の選出については、立候補、もしくは他者による推薦よって選出され、総会に図るものとする。
4. 学級委員の選出を次の通りとする。
 - イ. 原則、保護者による学級懇談会にて協議する。その選出方法は各学級にて決定する。
 - ロ. ~~生徒が複数在学する場合、保護者は年長生徒の学級懇談会に出席する。~~
 - ハ. 選出にあたって、専門部員を務めた保護者は次年度のみ学級委員選出から除外することができる。また専門部部長・副部長を務めた保護者は学級委員を2年間除外することができる。本部役員を務めた保護者は本部在籍1年に付き2年間学級委員を除外することができる。
 - ニ. 本部役員として通算2年務めた保護者は、その家庭において学級委員を永久に除外することができる。
 - ホ. 本部役員・専門部部長・副部長を務めた保護者は、次年度以降、各部の部長・副部長、各学年会の委員長・副委員長の選出からも除外することができる。但し、立候補や再任を妨げない。

- 附 則
1. この細則は、昭和50年5月10日から施行する。
 2. この細則は、平成16年5月25日に一部改正し施行する。
 3. この細則は、平成17年4月23日に一部改正し施行する。
 4. この細則は、平成18年3月6日に一部改正し施行する。
 5. この細則は、平成27年3月17日に一部改正し施行する。
 6. この細則は、令和3年3月4日に一部改正し施行する。
 7. この細則は、令和5年3月7日に一部改正し施行する。

氷丘中学校PTA慶弔規定

- 第1条 この会の会員および生徒の慶弔に関し適用するため、この規定を定める。
- 第2条 この会の会員を分けて次の二種とする。
本校に在籍する生徒の保護者
本校教職員
- 第3条 本校に在籍する生徒が死亡した時は、この会を代表して会長、副会長、学級委員および当該地区委員が会葬し、香料 5,000 円を贈り生花を供える。また本校全教職員および同学級生徒が会葬するものとする。
- 第4条 本校に在籍する生徒の保護者が死亡した時は、この会を代表して会長、副会長および当該地区委員が会葬し、香料 5,000 円を贈り生花を供える。
- 第5条 1. 本校教職員ならびにPTA役員が死亡した時は、この会より弔意を表す。その方法は、会長、副会長および学校長において、その都度協議して決めるものとし、その協議の結果はただちに総務委員会に通知する。
2. 本校教職員ならびにPTA役員の配偶者、子及び父母が死亡した時は、この会を代表して会長、副会長、学級委員および当該地区委員が会葬し、香料 5,000 円を贈り生花を供え、総務委員会に通知し、会葬は任意とする。
3. この会と特に関係のある人が死亡した時は、会長、副会長および学校長の協議により、香料を贈り、会葬するものとする。
- 第6条 本校職員の転退職については、この会より転退職記念品を贈る。その金額は、会長、副会長の協議によりその都度決める。
- 第7条 1. 本校に在籍する生徒が1カ月以上傷病のため欠席した時は、この会を代表して会長または副会長が見舞い品を贈る。その金額は5,000円とする。ただし、特別な場合は、会長、副会長および学校長の協議により、別途考慮することができる。
2. 会長、副会長、総務委員、本校教職員の傷病が1カ月におよぶ時は会長、副会長および学校長の協議によりその都度決める。
- 第8条 本校教職員の結婚、出産については、5,000円の祝金を贈る。
- 第9条 1. この規定は、委員総会の協議により改訂することができる。
2. この規定以外の緊急な事態が発生したときは、会長、副会長と学校長の協議により処置をとることができる。ただし、その結果は速やかに総務委員会に報告しなければならない。
- 附 則 1. この規定は、昭和50年9月10日から施行する。
2. この規定は、平成9年5月1日に1部改正し施行する。
3. この規定は、平成17年4月23日に一部改正し施行する。
4. この規定は、平成20年12月5日に一部改正し施行する。